

コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第2版追補版〕第1刷訂正表

※ 以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

103頁 上から7行目

【誤】

……を意味する。主たる事務所または営業所（支店）は、定款または寄附行為で定め……

【正】

……を意味する。主たる事務所または**営業所**は、定款または寄附行為で定め……